



鳥取県公報

平成17年10月18日(火)
号外第161号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (89) (警察本部会計課) 5

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例 (90) (教育委員会事務局家庭・地域教育課) 7

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例 (91) (体育保健課)12

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (92) (審査指導室)17

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (93) (企業局総務課)18

———公布された条例のあらまし———

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 警備業法の一部が改正され、都道府県公安委員会は、警備員指導教育責任者に選任されている者に対する定期的な講習及び警備業務の種別に応じた警備員等の検定を行うこと等とされた。
- (2) (1)の講習及び検定その他警備業法に基づく手数料の徴収について標準額等を定めた警備業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、当該講習及び検定に係る手数料の額の設定及び改定が行われた。
- (3) 鳥取県公安委員会が実施する(1)の講習及び検定に係る手数料を徴収することとするとともに、手数料の額の見直し等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分		金 額	
警備員指導教育責任者に選任された者に対する定期的な講習		1件につき5,000円	
警備員に対する検定の実施	事務所、住宅等警備業務対象施設における警備業務又は運搬中の現金等に 係る警備業務に係るものを受けようとする者である場合	1件につき16,000円	
	人又は車両の雑踏する場所等における警備業務に係るものを受 けようとする者である場合	車両その他の機材を用いて行われるもの	1件につき14,000円
		車両その他の機材を用いて行われるもの以外のもの	1件につき13,000円
	合格証明書の交付		1件につき10,000円
合格証明書の書換え		1件につき2,200円	
合格証明書の再交付		1件につき2,000円	
警備業法の一部を改正する法律の経過措置に伴う同法による改正前の検定に		1件につき4,700円	

合格した者に対する審査	
-------------	--

(2) 次のとおり手数料の額を改定する。

区 分	金 額	
	改 定 後	現 行
警備業を営もうとする者に係る認定証の再交付	1件につき 2,000円	1件につき 2,100円
警備員指導教育責任者講習の実施	1時限につき 1,000円	1件につき 37,000円
警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え	1件につき 2,000円	1件につき 2,100円
警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の再交付	1件につき 1,800円	1件につき 1,900円

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成17年11月21日（警備業法の一部を改正する法律の施行の日）とする。

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在財団法人鳥取県教育文化財団に管理委託している生涯学習センターについて、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

生涯学習センター...生涯学習の振興に資するため、鳥取市に設置

2 条例の概要

(1) 指定管理者制度の導入に伴い、鳥取県立生涯学習センターを教育機関として位置づけている規定を削除する。

(2) 生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

指定管理者による管理	生涯学習センターの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
指定管理者の管理の期間	3年間
指定管理者の選定基準	ア 教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、生涯学習センターの利用促進を図ること。 イ 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を図ること。 ウ その他別に定める事項
開館時間及び休館日	指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。
利用許可	生涯学習センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
措置命令	指定管理者は、生涯学習センターの適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
料金	ア 生涯学習センターの利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 イ アの場合において、指定管理者は、生涯学習センターの利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、生涯学習センターの利用料金を減免しなければならない。

(3) 施行期日等

施行期日

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、アは、公布の日から施行する。

経過措置等

ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

イ 所要の経過措置を講じる。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。

(2) 現在財団法人鳥取県体育協会に管理委託している鳥取県立武道館について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。

(3) 鳥取県立武道館は、県内の武道の普及と競技力向上の拠点として整備された施設であり、様々な武道振興策を展開している団体が管理運営することが望ましいため、公募によらず、知事はその候補者を選定する。(鳥取県立武道館以外の社会体育施設については、6月議会で条例改正し、公募に向けた手続を行っている。)

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者(法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの)に、当該公の施設の管理を行わせる制度

鳥取県営社会体育施設...スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、武道館を米子市に、鳥取屋内プールを鳥取市に、米子屋内プールを米子市に、ライフル射撃場を西伯郡南部町に設置

2 条例の概要

鳥取県立武道館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	武道館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、教育委員会がその候補者を選定する。(財団法人鳥取県体育協会を予定)
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間
(4) 開館時間及び	指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

休館日	
(5) 利用許可	武道館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、武道館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	武道館の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、武道館の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、武道館の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県が申請していたイノシシわな猟免許取得促進特区に係る構造改革特別区域計画が認定され、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得することが可能になったことにかんがみ、当該免許の取得に係る手数料の額を定めようとするものである。

イノシシわな猟免許取得促進特区について...「網・わな猟免許」は、網及びわなの両方の使用を目的とした免許で、それぞれの猟法に関する知識が必要とされている。一方、本県においては、網による狩猟等はほとんど実施されておらず、農作物被害の約5割を占めるイノシシの被害対策としてわなによる捕獲が求められている。そこで、狩猟免許試験受験者の申請により網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を実施することにより、受験者の知識・技能に係る負担を軽減するとともに、狩猟免許所持者の増加を図り、もって有害鳥獣による農作物被害の減少につなげる。

2 条例の概要

- (1) 網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得する場合の手数料の額を4,300円（既に銃猟の免許を持っている者等が取得する場合にあっては、2,800円）とする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

電気事業の用に供する発電施設として新たに鳥取放牧場風力発電所を設け電力の供給を開始することに伴い、当該発電施設の名称等について定める。

2 条例の概要

- (1) 電気事業の用に供するため新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法を次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
-------	------	--------

鳥取放牧場風力発電所

3,000キロワット

卸売

(2) 施行期日は、平成17年12月1日とする

条 例

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第89号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき2,000円</p> <p>(52)及び(53) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(50) 略</p> <p>(51) 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき2,100円</p> <p>(52)及び(53) 略</p> <p>(54) 警備業法第11条の2の規定に基づく検定 <u>次</u>に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p><u>ア</u> 警備業法第2条第1項第1号又は第3号に該当する警備業務であって、警備業法施行令（昭和57年政令第308号）第1条の表1の項の国家公安委員会規則で定めるものに係る検定を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。） 1件につき23,000円</p> <p><u>イ</u> アに掲げる警備業務以外の警備業務に係る検定を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。）</p>

(54) 略

(55) 警備業法第22条第2項第1号の規定に基づく
警備員指導教育責任者講習の実施 1時限につき
1,000円

(56) 警備業法第22条第5項(同法第42条第3項に
おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく警
備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管
理者資格者証の書換え 1件につき2,000円

(57) 警備業法第22条第6項(同法第42条第3項に
おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく警
備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管
理者資格者証の再交付 1件につき1,800円

(58) 警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員
の指導及び教育に関する講習の実施 1件につき
5,000円

(58の2) 警備業法第23条第1項の規定に基づく検
定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア 警備業務の種別(警備業法第18条に規定する
種別をいう。以下この号において同じ。)のう
ち、警備業法第2条第1項第1号又は第3号に
掲げる警備業務に係るものに係る検定を受けよ
うとする者である場合 1件につき16,000円

イ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1
項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検
定(警備業法施行令(昭和57年政令第308号)
第3条の表第2号の国家公安委員会規則で定め
る車両その他の機材を用いて行われるものに限
る。)を受けようとする者である場合 1件に
つき14,000円

ウ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1
項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検
定(イに規定するものを除く。)を受けようと
する者である場合 1件につき13,000円

(58の3) 警備業法第23条第4項の規定に基づく合
格証明書の交付 1件につき10,000円

(58の4) 警備業法第23条第5項において準用する
同法第22条第5項の規定に基づく合格証明書の書
換え 1件につき2,200円

1件につき22,000円

ウ 検定に必要な試験を免除される場合 1件に
つき9,700円

(55) 略

(56) 警備業法第11条の3第2項第1号の規定に基
づく警備員指導教育責任者講習の実施 1件につ
き37,000円

(57) 警備業法第11条の3第4項(同法第11条の6
第3項において準用する場合を含む。)の規定に
基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警
備業務管理者資格者証の書換え 1件につき2,100
円

(58) 警備業法第11条の3第5項(同法第11条の6
第3項において準用する場合を含む。)の規定に
基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警
備業務管理者資格者証の再交付 1件につき1,900
円

(58の5) 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第6項の規定に基づく合格証明書の再交付 1件につき2,000円

(58の6) 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定に基づく審査 1件につき4,700円

(59)~(68) 略

2 略

(59)~(68) 略

2 略

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第90号

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを

(指定管理者による管理)

第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、生涯学習センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 生涯学習センターの施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第5条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第3条の規定による申請があつたときは、同条例第4条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。
- (2) 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を図ること。
- (3) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(開館時間及び休館日)

第6条 生涯学習センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 生涯学習センターの休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

目的とする。

(職員)

第3条 生涯学習センターに、事務職員その他の所要の職員を置く。

(利用の許可)

第7条 生涯学習センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 国、地方公共団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、生涯学習センターの管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、生涯学習センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 生涯学習センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(利用の許可)

第4条 生涯学習センターを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、生涯学習センターへの入館を拒み、又は生涯学習センターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、生涯学習センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 生涯学習センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て

(使用料の徴収)

第5条 生涯学習センターの利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第6条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定

定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し
なければならない。

(教育委員会規則への委任)

第13条 略

めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第7条 教育委員会は、生涯学習センターの施設設備
の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥
取県教育文化財団に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第8条 略

別表 (第5条関係)

1 施設使用料

区 分	金	額
大 ホール	1時間につき	2,880円
大 研 修 室	1時間につき	1,030円
中 研 修 室	1時間につき	290円
小 研 修 室	1時間につき	210円
団体交流室	1平方メートルにつき 1月	1,330円

備考

- 1 大ホール又は研修室の利用時間が1時間未満
であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数
があるときは、1時間として計算するものとす
る。
- 2 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1
平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、
又は利用面積若しくは利用期間に1平方メー
トル未満若しくは1月未満の端数があるときは、
それぞれ1平方メートル又は1月として計算す
るものとする。
- 3 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める
使用料の額に、大ホール又は研修室については
当該額の2割に相当する額、団体交流室につ
いては知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 (以下「新条例」という。) 第3条の規定
による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第91号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>	<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設を次のとおり設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、鳥取県営鳥取屋内プール、鳥取県営米子屋内プール又は鳥取県営ライフル射撃場（以下「社会体育施設」という。）に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p>

(1)及び(2) 略

(指定管理者の選定の特例)

第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 略

(利用の許可)

第7条 略

2及び3 略

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

(1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

2 略

(措置命令)

第9条 略

(利用許可の取消し)

第10条 略

(1)及び(2) 略

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 略

(利用の許可)

第6条 略

2及び3 略

4 鳥取県立武道館（以下「武道館」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第7条 社会体育施設又は武道館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 社会体育施設又は武道館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(4) 略

2 略

(措置命令)

第8条 略

(利用許可の取消し)

第9条 略

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(使用料)

第10条 武道館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、前項の使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第13条 教育委員会は、武道館の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設及び武道館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第10条関係)

1 施設使用料

区 分		単 位	金 額	
一 般 利 用	一般人	1人1回につき	150円	
		1人1月につき	1,620円	
専 用 利 用	主 営利を目的としない場合 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,800円	
		2分の1面1時間につき	900円	
		3分の1面1時間につき	600円	
		4分の1面1時間につき	400円	
		6分の1面1時間につき	300円	
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,600円
	営利を目的とする	入場料等を徴収しない	全面1時間につき	63,000円

	場合	とき。		
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	90,000円
小 道 場 (1)	営利を目的としな い場合	入場料等を徴収しない とき。	全面1時間につき	500円
			2分の1 面1時間 につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,000円
	営利を目的とする 場合	入場料等を徴収しない とき。	全面1時間につき	17,500円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
小 道 場 (2)	営利を目的としな い場合	入場料等を徴収しない とき。	全面1時間につき	500円
			2分の1 面1時間 につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,000円
	営利を目的とする 場合	入場料等を徴収しない とき。	全面1時間につき	17,500円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
弓 道 場	近的		1時間につき	600円
	遠的		1時間につき	600円
相 撲 場	営利を目的としな い場合	入場料等を徴収しない とき。	1時間につき	700円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき
	営利を目的とする	入場料等を	1時間につき	24,500円

	的とする 場合	徴収しない とき。	つき	
		入場料等を 徴収すると き。	1時間に つき	35,000円
研修室(1)			1時間に つき	350円
研修室(2)			1時間に つき	380円
研修室(3)			1時間に つき	130円
会議室			1時間に つき	760円
放送室			1時間に つき	330円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 主道場又は小道場を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 4 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

3 武道教室参加料

区 分	金 額
幼児、児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,100円
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 1,360円
一般人	1人1課程につき 1,770円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第92号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太枠で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) ~ (233の3) 略</p> <p>(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許 <u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それ</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) ~ (233の3) 略</p> <p>(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩猟免許 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定め</u></p>

それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 網・わな猟免許のうち、環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）第2条の規定に基づき、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得するもの	
（1）鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1件につき 2,800円
（2）その他の者	1件につき 4,300円
2 網・わな猟免許（1に掲げるものを除く。）、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの	
（1）鳥獣保護法第49条各号に掲げる者	1件につき 4,000円
（2）その他の者	1件につき 5,300円

(234の2)～(323) 略

2 略

る額

ア 鳥獣保護法第49条各号に掲げる者 1件につき4,000円

イ その他の者 1件につき5,300円

(234の2)～(323) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第93号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。			(経営の基本) 第4条 略 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。		
施設の名称	最大出力	電力供給方法	施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売	略		卸売
加地発電所	1,100キロワット		加地発電所	1,100キロワット	
鳥取放牧場	3,000キロワット				
風力発電所					

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

